提案第7号

交通関係事業の取扱いについて

- 1 稲沢市が実施している稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業 (ふれ愛タクシー)については、合併翌年度(平成17年度)から廃止する。中島郡祖父江町が実施している祖父江町巡回バス運行管理業務 委託事業については、合併後3年間を目途に、現中島郡祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を100円とし、「地域と公共施設巡回コース」は廃止する。
- 2 交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受付けを停止する。
- 3 防犯灯設置等に係る補助制度については、合併時に稲沢市の制度に 統一する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容(案)

協定項目	25-6 交通関係事業の取扱い			
	1 稲沢市が実施している稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業(ふれ愛タクシー)については、合併翌年度(平成			
	17 年度)から廃止する。中島郡祖父江町が実施している祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業については、合併後3年			
調整の内容	間を目途に、現中島郡祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を 100 円とし、「地域と公共施設巡回コース」			
神霊の内台	は廃止する。			
	2 交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受付けを停止する。			
	3 防犯灯設置等に係る補助制度については、合併時に稲沢市の制度に統一する。			

【提案理由】

- 1 稲沢市が実施しているふれ愛タクシーについては、試行期間中における利用客数その他の利用状況を勘案したものである。 祖父江町が実施している巡回バス事業については、「朝夕コース」は、合併後3年間を目途に、経過的に継続して実施することとし、「地域と公共施設巡回コース」は、利用状況を勘案し、廃止するものである。ただし、利用料金については、受益者負担の原則に則り、100円を徴収することとする。
- 2 現在は民間の災害保険が充実しており、また、1市2町で行っている共済事業については、加入率低下の傾向にあることから、引き続き、行政が本事業を行っていく必要性が薄れてきているため。
- 3 防犯灯設置等に係る補助制度については、各地域の需要に応じた整備・運用を確保することができる制度に統一するためである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
公共交	事業名	事業名	該当なし	・ 稲沢市コミュニティ・タ
通機関	稲沢市コミュニティ・タクシー運行試	祖父江町巡回バス運行管理業務委託		クシー運行試行事業につい
の充実	行事業(ふれ愛タクシー)	事業(祖父江町巡回バス)		ては、合併翌年度(平成17
				年度)から廃止する。
	概要	概要		
	路線バス休廃止に伴う代替交通手段	老人福祉センター利用者の利便を図		・ 祖父江町巡回バス運行管
	として、空車タクシーを乗合い方式によ	るために運行開始。その後、公共施設巡		理業務委託事業について
	り利用し、住民の生活交通の確保を図る	回路線、路線バス廃止に伴う代替路線を		は、合併後3年間を目途に、
	ことを目的に試行。	追加・整理し運行。		現中島郡祖父江町域におい
				てのみ継続する。ただし、
	・運行日 毎日(1月1~3日、12月	・運行日 月~土曜日(日曜日・祝日・		利用料金を100円とし、「地
	29日~31日は運休)	年末年始は運休)		域と公共施設巡回コース」
	・利用料金 路線毎に1人1乗車100円	・利用料金 無料		を廃止する。
	保護者同伴未就学児童は無料			
	・路線 4路線	・路線 6路線		合併後3年間を目途に、
	路線名 区間 便数 国府宮 総合文化センター~老人	(朝夕コース)		経過措置として実施するも
	線 福祉センターさくら館 上	路線名 区間 便数		のであり、その間、利用状
	大里線 館~中之庄町 下	発上線 夕9便		況を勘案しながら事業のあ
	大塚線 老人福祉センターさくら 館~稲沢高校前 り 各 8	上 丸 渕 上丸渕駅 ~ 地泉院 朝 4 便 線		り方について検討する。
		(地域と公共施設巡回コース)		
	線 センター	路線名 便数 祖父江線 2 便		運行の無くなる昼間の時
		祖父江線2 便山崎線2 便		間帯は、他分野も視野に入
		領内・丸甲線2 便牧川・長岡線2 便		れ、別途、バス車両を活用
		13/11 区凹隙 2 使		していくこととする。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	・経費 負担金4,165,800円	· 経費 委託金33,390,000円		
	平成14年度決算額	平成14年度決算額		
	走行距離に応じて100円/kmで積算	小型バス(2台)による運行		
	・根拠法令 稲沢市コミュニティ・タ			
	クシー運行試行事業実			
	施要綱			
	・実績	・実績		
	運行日数 197日	走行距離 425.7km/日		
	総便数 13,939便	利用者数 53,590人/年		
	総利用者数 6,033人	内、朝夕コース:		
	利用率 0.43人/便	40,950人/年		
	平成14年 7 月19日から平成15	地域と公共施設巡回コース:		
	年 3 月31日までの実績	12,640人/年		
	追加便を除く	平成14年度実績		
交通災	概要	概要	概要	・ 交通災害共済事業につい
害共済	市の直営による。掛金を徴収し、日本	尾張市町交通災害共済組合に加入。組	尾張市町交通災害共済組合に加入。組	ては、合併時をもって加入
事業	国内における交通事故による災害を受	合に掛金を送金することにより、交通事	合に掛金を送金することにより、交通事	申込みの受付けを停止す
	けた場合に見舞金を支給する。	故が発生し、災害を受けた場合は、見舞	故が発生し、災害を受けた場合は、見舞	る。
	市民交通災害共済事業基金	金を支給する。	金を支給する。	
	平成14年度末現在高 30,700,115円			祖父江町及び平和町は、
				合併の前日をもって尾張市
	・共済掛金 360円/年/人	・共済掛金 500円/年/人	・共済掛金 500円/年/人	町交通災害共済組合を脱退
	生活保護者については、市が掛	9 月30日以降加入の場合:300円	生活保護者については、町が掛	する。
	金を負担		金を負担	
	途中加入の場合:残月×30円			

項目	稲沢市		平和町	調整方針
	・共済期間 4月1日から翌年3月31日	・共済期間 4月1日から翌年3月31日	・共済期間 4月1日から翌年3月31日	尾張市町交通災害共済組
	・共済見舞金	・共済給付金	・共済給付金	合脱退後2年間(平成18年
	(死亡) 800千円	(死亡) 1,500千円	(死亡) 1,500千円	度末まで)における、現祖
	(傷害) 10~500千円	(傷害) 10~800千円	(傷害) 10~800千円	父江町及び現平和町におけ
	·根拠法令 稲沢市民交通災害共済条例			る被保険者への給付につい
	・実績(平成14年度決算)	・実績(平成14年度決算)	・実績(平成14年度決算)	ては、受付は新市において
	加入者 38,175人	加入者 13,260人	加入者 10,055人	行い、支払は組合が行うこ
	加入率 37.7%	加入率 57.2%	加入率 75.6%	ととする方向で調整する。
	給付金額 9,060千円(死亡3	給付金額 770千円(死亡0人・	給付金額 1,190千円(死亡1	
	人・傷害200人)	傷害26人)	人・傷害15人)	
	稲沢市民交通災害共済審査委員会			稲沢市民交通災害共済審
	・委員定数 6人以内			査委員会は、合併後2年間
	・現員数 5人			を目途に廃止する。
	・任期 2年			
	・内容 共済見舞金の支払等に関する			
	重要事項の審査			
防犯対	防犯灯設置	防犯灯設置	防犯灯設置	・ 合併時に稲沢市の制度に
策	・設置主体 各行政区(費用は、稲沢	・設置主体 町(費用は、町が全額負	・設置主体 各行政区(費用は、町が	統一する。
	市防犯協会が全額補助)	担)	上限32千円で補助)	
	・修繕等維持管理 全額各地区負担	・修繕等維持管理 全額町負担	・修繕等維持管理 全額各行政区負担	
	・電気料金 全額各地区負担	・電気料金 全額町負担	・電気料金 全額各地区負担	
		一部、各行政区設置分あり。この	一部、町設置分あり。この維持管	
		維持管理及び電気料金は全額地区	理及び電気料金は全額町負担。	
		負担。		

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	防犯活動	防犯活動	防犯活動	
	・稲沢市防犯協会が実施(通年)	・地域安全運動(年4回)	・年末防犯運動	
		・祖父江町防犯交通安全推進協会と連携	・平和町防犯交通安全推進協議会と連携	
公共的	稲沢市防犯協会	祖父江町防犯委員会		・ 稲沢市防犯協会、祖父江
団体等	・主な事業 稲沢市内における防犯体	・主な事業 防犯活動の実践、犯罪の		町防犯交通安全推進協会
	制の確立	未然防止		(防犯分野)及び平和町防
	・会長 稲沢市長	・委員数 34人		犯交通安全推進協議会(防
	・委員数 99人	・負担金等 なし(町防犯交通安全推		犯分野)については、新市
	・負担金 7,723千円(平成15年度予算)	進協会から謝礼あり)		の一体性を保つため、でき
				る限り統合に向け調整に努
				める。
				・ 祖父江町防犯委員会につ
				いては、廃止の方向で調整
				する。
				稲沢中島広域事務組合水
				道事務所は、合併の前日を
				もって、稲沢市防犯協会か
				ら脱退する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	稲沢市交通安全推進協議会	祖父江町防犯交通安全推進協会	平和町防犯交通安全推進協議会	· 稲沢市交通安全推進協議
	・主な事業を通安全広報活動、交通	・主な事業 防犯・交通安全施設の設	・主な事業 防犯思想の啓発、交通安	会、祖父江町防犯交通安全
	道徳の高揚	置及び修繕	全教育及び広報活動等	推進協会(交通安全分野)
	・会長 稲沢市長	・会長 祖父江町長	・会長 平和町長	及び平和町防犯交通安全推
	・委員数 71人	・委員数 56人	・委員数 134名	進協議会(交通安全分野)
	・補助金 4,096千円(平成15年度予算)	・補助金 1,100千円(平成15年度予算)	・補助金 600千円(平成15年度予算)	については、新市の一体性
				を保つため、できる限り統
				合に向け調整に努める。
	稲沢防犯協会連合会	稲沢防犯協会連合会	稲沢防犯協会連合会	・ 原則として、現行のとお
	・主な事業 1市2町域の防犯体制の	・主な事業 1市2町域の防犯体制の	・主な事業 1市2町域の防犯体制の	りとするが、独自性を尊重
	確立	確立	確立	しながら、そのあり方につ
	・会長 市防犯協会長である者	・会長 市防犯協会長である者	・会長 市防犯協会長である者	いて調整に努める。
	・委員数 39人	・委員数 39人	・委員数 39人	
	・負担金 800千円(平成15年度予算)	・負担金 347千円(平成15年度予算)	・負担金 180千円(平成15年度予算)	

【先進事例】

市町村名	合併の期日	交通関係事業の取扱い
埼玉県	平成13年5月1日	交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。
さいたま市		放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。
(新設合併)		
三重県	平成15年12月 1 日	交通関係事業については、市民生活の利便性、移動手段の確保の観点から、新市の交通体系の整備を図るものとする。
いなべ市		また、放置自動車及び放置自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。
(新設合併)		
岐阜県	平成15年4月1日	高富町及び美山町の自主運行バス(道路運送法第21条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐ
山県市		ものとする。
(新設合併)		(1) 新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。
		(2) 料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。
		(3) 回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。
愛知県	平成15年8月20日	(1) 交通安全計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画
田原市		を新市に引き継ぎ運用する。
(編入合併)		(2) 巡回バス等については、新市において検討する。
		(3) その他交通に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難い場合は、両町
		の実態に合わせ調整を行うものとする。

【法令・取扱通知等】

道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)

(一般旅客自動車運送事業の許可)

- 第4条 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別(前条第1号イから八までに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。) について行う。

(禁止行為)

- 第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。
- 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

- 第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
- 2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。